

## 柏市地域クラブ参加費支援補助金交付要綱

制定 令和5年 6月30日  
施行 令和5年 6月30日

### (目的等)

第1条 この要綱は、地域クラブに参加する中学校の生徒の保護者等に対し、地域クラブ参加費支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、保護者の負担の軽減を図り、もって子どもたちが多様なスポーツ活動や文化芸術活動に参加する機会の充実に資することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、柏市補助金等交付規則（昭和60年柏市規則第29号）その他法令等に定めるものほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域クラブ 各種競技等に係る部活動の場であって、柏市部活動地域移行支援事業補助金の交付決定のあった団体が運営するものをいう。
- (2) 保護者 親権を行う者又は後見人若しくはこれに準じる者であって、現に中学校の生徒を監護しているものをいう。

### (対象)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、生活保護若しくは就学援助の認定のある世帯、又は社会的養護の施設等に入所する者で、本市が設置する中学校の生徒のうち、地域クラブに参加する者と生計を共にする保護者、又は養護する者とする。

2 対象事業に要する費用のうち地域クラブに参加する生徒の年間登録に係る費用及び生活保護世帯と就学援助世帯の認定がある期間の属する月分の参加費用とする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 年間登録費 生徒1人につき、対象費用の10分の10以内の額（その額が5,000円を超える場合は、5,000円）
- (2) 月会費 生徒1人につき、対象費用の10分の10以内の額（その額が2,000円を超える場合は、2,000円）

(申請書)

第5条 運営団体が申請書を提出する場合、生徒の登録状況がわかる書類を併せて提出する。

2 保護者が申請書を提出する場合、地域クラブへの参加の実績状況がわかる書類を併せて提出する。

(標準処理期間)

第6条 申請書の提出から補助金の交付の可否の決定までに要する標準的な期間は、14日とする。

(概算払)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるものほか必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和5年6月30日から施行する。

#### 附 則（一部改正）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

#### 附 則（一部改正）

この要綱は、令和6年5月10日から施行する。